

いわき市

津波により損壊した家屋等の撤去に伴い一時保管した被災自動車の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による津波の被害を受けた地域について、一刻も早い復興のため、放置されていた被災自動車等につきましては、市が撤去し仮置場に一時保管しておりますが、保管中の自動車の引取り等について、次のとおり行いますのでお知らせいたします。

1 保管中の自動車情報の公示について

一時保管している自動車の情報について、4 月 21 日（木）から順次、市役所本庁舎及び各支所の掲示板にて公示します。併せて本庁及び各支所でリストの閲覧や避難所等での掲示を行います。

〔被災自動車の公示等の内容〕

- ① 登録番号（車両ナンバー）、② 放置されていた地区、③ 保管を開始した年月日
- ④ 車種、⑤ 車体の色

2 引渡し等の方法について

(1) 自動車の目視確認

- ・ 自動車情報により自己の所有車を確認した方は、下記〔問い合わせ先〕までご連絡ください。電話受付は土日祝祭日を除く平日（午前 9 時～午後 5 時）に行っております。
- ・ 本人確認の後、自動車の目視確認について相談させていただきます。（目視確認を行わずに引取り等を行うこともできますので、ご相談ください。）

(2) 引取り等の意向確認及び日時の決定

- ・ 目視確認の後、所有者等の意向を確認し、引取り等の日時を相談させていただきます。（仮置き場の管理上、引取りは月曜日から土曜日（午前 9 時～午後 4 時）に行います。）

(3) 処分の代行委託

- ・ 市外に避難しており、いわき市に当面来ることができない場合等の特別な事情がある方は、廃棄物対策課に委任状を提出することで、市が自動車の処分手続きを代行することも可能です。詳しくはお電話にてご確認ください。

3 所有者等から連絡が無い自動車の取扱い

公示後、3 か月が経過しても所有者の方から連絡がない自動車は、市が処分します。

○ 問い合わせ先

生活環境部廃棄物対策課

電話番号 0246-22-7604